

押網漁業

番号	制 限 措 置 (規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
14-1-1	さより押網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第25号、共第26号及び共第27号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から 翌年の5月31日まで	白杵市（野津町を除く。）に住所を有する者	周年
14-1-3	さより押網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第33号の共同漁業権の漁場区域内	9月1日から 翌年の5月31日まで	佐伯市大字二栄、大字守江又は大字狩生に住所を有する者	周年
14-1-4	さより押網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第38号の共同漁業権の漁場区域内	10月1日から 翌年の5月31日まで	佐伯市鶴見に住所を有する者	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可の有効期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日までとする。
- 4 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。